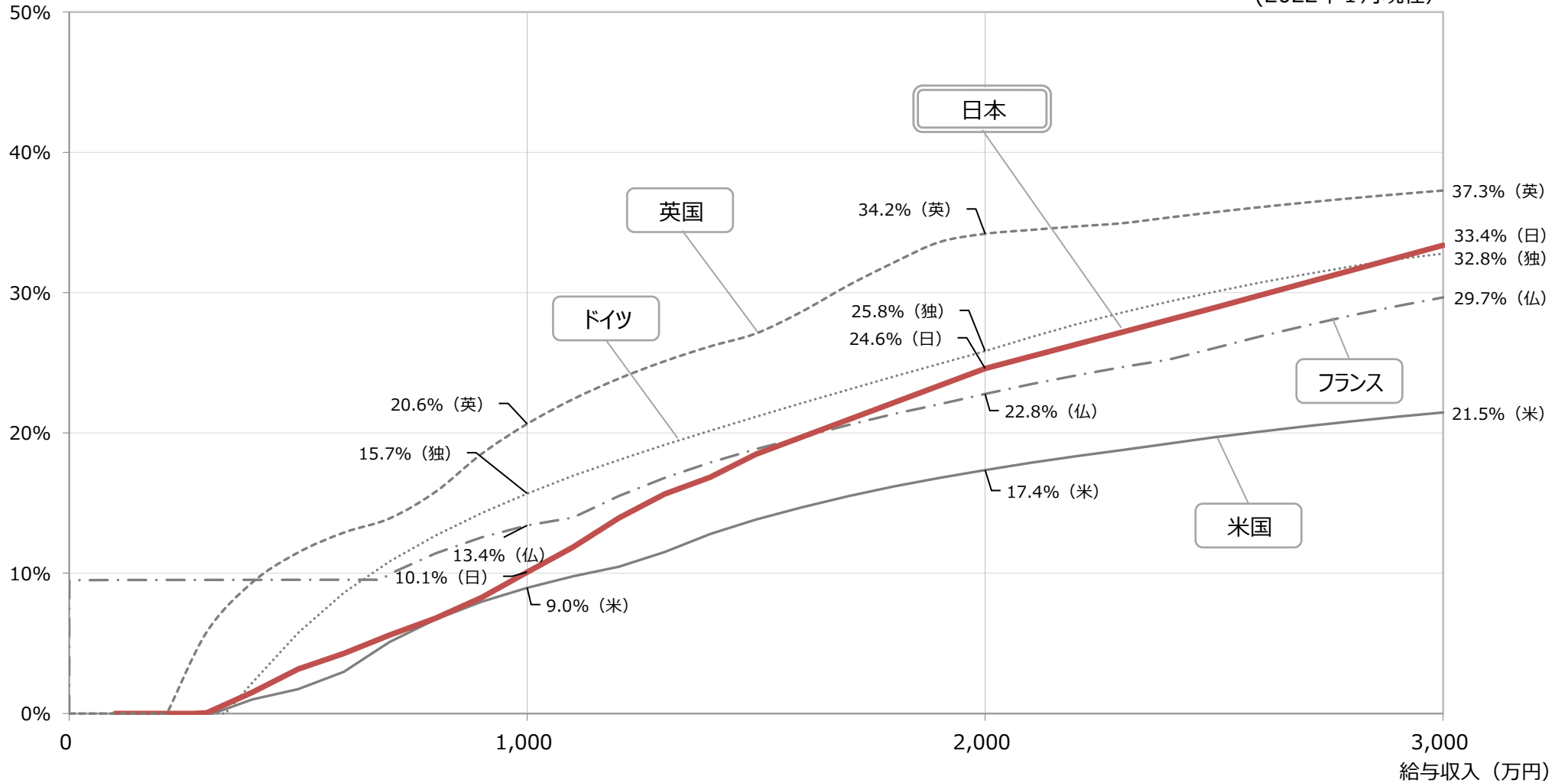


# 主要国における個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）

(2022年1月現在)



(注1) 比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が就学中の16歳として計算している。

(注2) 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円、及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

(注3) 日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。米国については連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府（郡・市等）により所得税が課せられるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税（所得税額の0～5.5%）が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税（9.7%）が含まれる。各国において負担率を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、米国の勤労税額控除、英国の勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。

(備考) 邦貨換算レート：1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年(2022年)1月中適用）。